日本標準職業分類第６回改定案（抜粋）

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所に下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第５回改定）	改定理由
Ｃ　保健医療・社会福祉専門職業従事者 保健医療・社会福祉に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。 この職務を遂行するには、通例、高度の保健医療・社会福祉分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験を必要とする。	（**Ｂ　専門的・技術的職業従事者**） 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。	現行の大分類Ｂの定義の後段に対応する職業群のうち、法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される保健医療及び社会福祉分野の職業群である。保健医療及び社会福祉分野は、人々の生命、健康及び生活といった社会的基盤を支える職業群であり、少子高齢化等の社会情勢の影響を強く受ける分野である。近年、特にこれらの分野における就業者数の増加が顕著であることから、当該分野を独立して把握することは、その動向の分析及び政策的対応の観点から重要である。このため、大分類の項目名を「保健医療・社会福祉専門職業従事者」とし、説明文を以下のとおり修正。 • 「高度の専門的水準～技術的な仕事に従事するもの」は、大分類Ｂ分割後の「研究者、技術者」の説明に相当するため削除。 • 「あるいは～を必要とする」は、「文化・芸術等従事者」に相当するものであることから削除。 • 「その他専門的分野」の「その他」

		を、大分類名に合わせて「保健医療・社会福祉分野」に修正。
11　医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬事に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。	**12　医師,歯科医師,獣医師,薬剤師** 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。	「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し」という表現と、「又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする」の表現は意味が重複していると考えられ、また、本中分類には免許保有者しか分類されていないため、「又は～知識を必要とする」の表現を削除。 「薬業」は、医薬品の製造業・卸売業等も含む概念のため、新小分類 114「薬剤師」の説明や関連法令に合わせて「薬事」に修正。 「専門的・技術的な仕事」は統一的に「専門的性質の職務」に修正（他の項目も同様に修正）。
ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１）　医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、予防衛生・保健衛生・家畜衛生、医薬品・食品などに関する政策や制度の企画・立案の職務に従事するものは小分類〔012又は283〕に分類される。 （２）　医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、予防衛生・保健衛生・家畜衛生、医薬品・食品などに関する試験・研究の職務に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1)　医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師は中分類〔05〕に分類される。 (2)　獣医学的知識に基づいて、家畜衛生、保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する獣医師は中分類〔05〕	ただし書は、以下のとおり見直し、分類先の中分類・小分類の順で並替え。 • 新たなただし書（１）として、各種免許は有するものの、厚生労働省や環境省、地方公共団体等の行政機関で、政策や制度の企画・立案の職務を行う医系技官・獣医系技官・薬系技官・保健所長等の事務職員として勤務する医業・獣医業・薬業の職務に従事していないものは、新小分

	に分類される。 (3) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は中分類〔05〕に分類される。 (現行の小分類121「医師」のただし書) (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類〔087〕に分類される。 (4) 医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は中分類〔43〕に分類される。 (現行の小分類121「医師」のただし書) (3) 大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。	類283「企画事務員」等に分類することを明記。 • 現行のただし書の（１）、（２）及び（３）は、いずれも中分類05「研究者」に分類される職業を説明するものであることから（２）に統合。 • 現行の小分類121「医師」のただし書の（１）及び（３）について、新中分類11に属するすべての小分類に該当することから、新中分類11のただし書に移設。これに伴い、新中分類の説明文を修正。また、説明文から場所を限定する「医薬品を製造する事業所において」の表現を削除。（３）の説明文は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の「大学」に相当しない「防衛医科大学校」を追加。 • 本中分類には免許保有者しか分類されないことを踏まえ、表現を見直し、「知識」や「専門的な仕事」の抽象的な表現ではなく、「免許を有するが、」の表現に統一。
（３） 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、医薬品・食品などの製品の開発・製造管理の職務に従事するものは中分類〔07〕に分類される。 （４） 医師・歯科医師・薬剤師の免許を有するが、自衛官であるものは中分類〔50〕に分類される。 （５） 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、大学又は防衛医科大学校の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授の目的で大学附属の病院などで診断・治療などの職務に従事するものは小分類〔192〕に分類される。		
111 医師 医師の免許を有し、医療及び保健指導により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保することを目的として、医業の職務に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長等の各施設長も含まれる。	**121 医師** 医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、病院長・診療所長だけに限定する説明を各施設長と改めるなど説明文を修正。

	に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類〔087〕に分類される。 (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。 (3) 大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。	現行の説明の「身体各部の疾患～出入港検疫」は、想定される主な課業として整理。なお、同箇所のうち、研究に従事するものは、新中分類 11 ただし書（２）のとおり本項目には含まれないため除外。 現行のただし書の（１）及び（３）については、本中分類に属するすべて小分類に共通するため、新中分類 11 に移設。 （２）について、当該職務は医業の一環でも実施されるため、ただし書を削除。なお、当該職務を行うが医師ではないものは、新小分類 133「臨床検査技師」に分類されるものが該当。
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・人間の心身における疾病・傷害・死因又は死亡の診断 ・傷病者の治療・手術・検査、診療録の作成・保存 ・傷病者・出入国者の心身の健康状態の確認、健康管理 ・傷病者に対する保健指導、診断書・処方せんの交付 ・再犯防止・社会復帰を目的とした矯正医療・心理的支援		現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。
○監察医、船医、放射線科医、検疫官（医師）、精神科医、内科医、整形外科医、形成外科医、美容整形外科医、鑑定医、矯正医官、法医学医、医長、大学附属病院長（医師）、病院長（医師）、療養所長（医師）、診療所長（医師）、校医、麻酔医、病理学医、研修医、産業医 ×保健所長〔012〕、医学研究員〔051〕、食品製造技術者〔071〕、医薬品製造技術者〔077〕、口腔外科医〔112〕、	○医師；監察医；船医；放射線科医；検疫官（医師）；保健所長；精神衛生鑑定医；法医学医；衛生管理者（医師）；医長；大学附属病院長（医師）；病院長（医師）；療養所長（医師）；診療所長（医師）；校医；麻酔医；レントゲン医師；病理学医 ×医薬品製造技術者〔087〕；診療放射線技師〔141〕；医療監視員〔159〕；食品衛生監視員〔159〕；衛生管理者	関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、以下のとおりマル例示・バツ例示を修正。 ・ 「内科医」、「外科医」、「形成外科医」及び「美容整形外科医」は、新小分類 112「歯科医師」に含まれる

診療放射線技師〔131〕、臨床工学技士〔132〕、臨床検査技師〔133〕、医療監視員〔149〕、食品衛生監視員〔149〕、薬事監視員〔149〕、大学医学部教授〔192〕、医師（大学教授）〔192〕、医系技官〔283〕	（医師・保健師・看護師でないもの）〔159〕；薬事監視員〔159〕；医科大学教授〔198〕；医師（大学教授）〔198〕	「口腔外科医」と区分するためマル例示に追加。 ・　「保健所長」は医師でない職員が務めることも可能となったこと、新中分類 11 ただし書（１）にも追加したとおり、本項目に含まないことから削除。 ・　政策や制度の企画・立案を担う「医官」をバツ例示に追加。なお、名称が類似する「矯正医官」は、診療を職務とすることからマル例示に追加。 ・　「研修医」は、医師免許を有しており、本項目の課業に従事することからマル例示に追加。 ・　「レントゲン医師」は、レントゲンが傷病者の治療・手術・検査の一環で行われるものであり、レントゲン専業は考えにくいことから、マル例示から削除。 ・　「衛生管理者」は、労働者の健康障害を防止する役割を担うものであるが、職業とはいえないことから、マル例示から削除（本項目以外の項目も同様に対応）。
112 **歯科医師** 歯科医師の免許を有し、歯科医療及び保健指導により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保	122 **歯科医師** 歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新小分類 111

することを目的として、歯科医業の職務に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科医院長・歯科診療所長等の各施設長も含まれる。	防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。	「医師」と平仄を合わせ、歯科病院長・歯科診療所長だけに限定する説明を各施設長と改めるなど説明文を修正。 現行の説明の「歯、その周囲組織～予防・指導」部分は、削除し、想定される主な課業として整理。
	ただし、大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。	現行のただし書は、現行の小分類 121「医師」のただし書（３）同様、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する全ての小分類に共通する事項のため、新中分類 11 に移設。
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・傷病者の歯・その周囲組織・口腔における、疾病・傷害の診断、治療、手術、検査、診療録の記載・保存、診断書・処方せんの交付 ・傷病者の歯・その周囲組織・口腔の健康管理に関する保健指導		現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。 なお、「口くう（腔）」は、「腔」が常用漢字であるため、漢字に変更（他の項目も同様に対応）。
○歯科診療所長（歯科医師）、学校嘱託歯科医師、歯科医院長（歯科医師）、歯科医長、口腔外科医、デンタルクリニック院長（歯科医師）	○歯科医師；歯科診療所長（歯科医師）；学校嘱託歯科医師；歯科医院長（歯科医師）；歯科医長	関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、以下のとおりマル・バツ例示を追加。
×医学研究員〔051〕、医薬品製造技術者〔077〕、化粧品製造技術者〔077〕、医師〔111〕、歯科衛生士〔124〕、歯科技工士〔136〕、医療監視員〔149〕、薬事監視員〔149〕、大学歯学部教授〔192〕、歯科医師（大学教授）〔192〕、歯科助手〔432〕	×歯科衛生士〔146〕；歯科技工士〔147〕；医療監視員〔159〕；薬事監視員〔159〕；歯科大学教授〔198〕；医科大学教授〔198〕	・　「口腔外科医」は、歯科医師免許を有するものが、口腔外科の専門医・認定医のための研修施設での実績を有するものが従事する職業の名称であるため、マル例示に追加。 ・　新中分類 11 のただし書に該当す

		る「歯学研究員」等をバツ例示に追加。
113 **獣医師** 獣医師の免許を有し、飼育動物（家畜・家きん・愛玩動物を含む）などの診療及び保健衛生指導により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、獣医業の職務に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長・動物病院長等の各施設長も含まれる。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・動物飼養者に対する飼育動物の健康状態の確認、健康・衛生管理の指導 ・飼育動物の疾病・傷害の診断、治療、手術、検査 ・飼育動物の疾病の有無の検査、消毒等の指導 ○家畜診療所長（獣医師）、動物病院長（獣医師）、狂犬病予防員（獣医師）、家畜防疫員（獣医師）、家畜防疫官（獣医師）、屠畜検査員（獣医師）、家畜人工授精師（獣医師）	123 **獣医師** 獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。 ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。 ○獣医師；家畜診療所長（獣医師）；動物病院長（獣医師）；家畜防疫官（獣医師）；と畜検査員	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新小分類 111「医師」等と平仄を合わせ、動物病院長だけに限定する説明を各施設長等と改めるなど説明文を修正。 現行の説明の「家畜・家きん～動物・畜産物の検疫」部分は、削除し、想定される主な課業として整理。 現行のただし書の職務に従事するものは、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の成立により、「愛玩動物看護師」の資格を有するものが従事すること、また、新小分類 125「愛玩動物看護師」の新規立項により削除。 現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、獣医師免許を有することが任命要件である、狂犬病予

×畜産試験場研究員〔051〕、家畜人工授精師（獣医師でないもの）〔061〕、医薬品製造技術者〔077〕、ペットフード製造技術者〔079〕、動物薬剤師〔114〕、愛玩動物看護師〔125〕、食品衛生監視員〔149〕、環境衛生監視員〔149〕、獣医科大学教授〔192〕、動物病院助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、アニマルセラピー従事者〔495〕、ペットトリマー〔495〕、動物トレーナー〔495〕、装蹄師〔539〕	×食品衛生監視員〔159〕；環境衛生監視員〔159〕；獣医科大学教授〔198〕；動物病院助手〔379〕；装てい（蹄）師〔469〕	防接種に携わる「狂犬病予防員」など、これまで明記されていなかった職業をマル例示に追加。獣医師である場合に限ることを括弧書きで明記した上で、畜産農家に保健衛生指導を実施する「家畜防疫員」を追加。 新中分類 11 のただし書に該当する「畜産試験場研究員」等をバツ例示に追加。
114 薬剤師 薬剤師の免許を有し、調剤・医薬品の供給等の薬事衛生の管理により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保することを目的として、薬事の職務に従事するものをいう。薬剤師の免許を有する薬局店長・管理薬剤師等の各施設長も含まれる。 ただし、薬剤師の免許を有する麻薬取締官は小分類〔519〕に分類される。	**124 薬剤師** 薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは小分類〔051〕に分類される。	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新小分類 111「医師」等と平仄を合わせ、店長・管理薬剤師を含むことを明記するなど説明文を修正。 現行の説明の「調剤～医薬品の製造の管理」部分は、削除し、想定される主な課業として整理。 現行のただし書は、新中分類 11 に移設。また、厚生労働省編職業分類のただし書（9）を参考に、「麻薬取締官」である場合は、薬剤師の免許を有していても新小分類 519「その他の司法警察職員」に分類されることを新たにただし書として追記。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・医師・歯科医師・獣医師が傷病者に交付した処方せんの内容を確認し、医薬品の計量・混合等の調剤 ・傷病者に対する調剤した医薬品の販売・授与 ・医薬品の知識や傷病者の投薬状況等に照らして必要な場合に、処方した医師・歯科医師・獣医師に問い合わせ、同意を得て処方せんの内容を変更 ・傷病者に対する医薬品の副作用・服用量・取扱等の服薬指導 ・医薬品の安全管理及び品質保持に関する知識に基づく医薬品の適切な管理		現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。
○薬局店主（薬剤師）、薬局店長（薬剤師）、薬剤部長（薬剤師）、薬局長（薬剤師）、薬局員（薬剤師）、薬局管理者（薬剤師）、学校薬剤師、管理薬剤師、動物薬剤師	○薬剤師；薬局店主（薬剤師）；薬剤部長；薬局長；薬局員（薬剤師）；薬局管理者；学校薬剤師；管理薬剤師	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、説明文や課業の修正に合わせ、これまで明記されていなかった「薬局店長（薬剤師）」等をマル例示に追加。 また、薬剤師の免許を有するもののみ分類することを括弧書きで補足。
×薬学研究員〔051〕、医薬品製造技術者〔077〕、衛生検査技師〔133〕、環境衛生監視員〔149〕、毒物劇物監視員〔149〕、食品衛生監視員〔149〕、薬事監視員〔149〕、医療監視員〔149〕、薬系技官〔283〕、薬局店長（薬剤師でないもの）〔381〕、医薬品登録販売者〔383〕、医薬品販売員（薬剤師でないもの）〔383〕、麻薬取締官（薬剤師）〔519〕	×薬学研究員〔051〕；医薬品製造技術者〔087〕；衛生検査技師〔143〕；環境衛生監視員〔159〕；毒物・劇物監視員〔159〕；食品衛生監視員〔159〕；薬事監視員〔159〕；医療監視員〔159〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第５回改定）	改定理由
12　保健指導・看護従事者 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、愛玩動物看護師の免許を有し、保健指導、歯科保健指導、助産、傷病者・愛玩動物に対する療養上の世話などの専門的性質の職務に従事するものをいう。 ただし、看護師等の免許を有するが、自衛官であるものは中分類〔50〕に分類される。	13　保健師,助産師,看護師 保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、看護業務に従事する自衛官は中分類〔43〕に分類される。	新小分類 125「愛玩動物看護師」の新規立項に伴い、本中分類が保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による職業のみではなくなったこと、「看護師」は看護と保健指導、「保健師」及び「助産師」は保健指導、「愛玩動物看護師」は愛玩動物の看護と保健指導が主な課業であり、「歯科衛生士」の課業も歯科保健指導であることから、現行の小分類 146「歯科衛生士」を本中分類に移設し、本中分類の名称も「保健指導・看護従事者」に変更。 現行の小分類 146「歯科衛生士」の追加等に伴い、説明文を修正。 新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」に共通する表現である「専門的性質の職務」を説明文に追加。 現行のただし書を、新中分類 11 のただし書（４）の表現と平仄を合わせるため修正。また、看護師以外の資格を保有する可能性があることから、「看護師等の免許を有する」に修正。
121 保健師 保健師の免許を有し、医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、保健指導の職務に従事するもの	131 保健師 保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 12「保

をいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・地域社会や集団の構成員に対する健康相談・健康教育・家庭訪問 ・地域社会や集団全体に対する衛生思想の普及・疾病予防の指導・その他日常生活上必要な保健指導 ・傷病者に対する、医師の指示の下に行う療養指導	養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。	健指導・看護従事者」の各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正。 現行の説明文の「健康相談～保健指導」は、想定される主な課業として整理。
○保健師長、保健所保健指導課長（保健師）、保健指導員（保健師）、産業保健師、行政保健師、学校保健師	○保健師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；保健師長；保健所保健指導課長（保健師）；保健指導員（保健師）	関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、これまで明記されていなかった「産業保健師」等をマル例示に追加。
×助産師〔122〕、看護師〔123〕、産業カウンセラー〔144〕、スクールカウンセラー〔144〕、小学校養護教諭〔183〕、中学校養護教諭〔184〕、高等学校養護教諭〔186〕、特別支援学校養護教諭〔188〕、施設介護員〔421〕、訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕	×衛生管理者（医師、保健師、看護師でないもの）〔159〕；特別支援学校教諭〔196〕；ホームヘルパー〔362〕；看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「養護教諭」は学校教育法の「教員」に該当するため、「小学校養護教諭」等をバツ例示に追加。
122 助産師 助産師の免許を有し、医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、助産及び妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・出産時の介助及びへその緒の切断等の助産行為 ・妊婦・じょく婦・新生児の保健指導・健康管理 ・妊婦・じょく婦・新生児に対する、母子の健康に関する知識に基づく相談対応・支援 ・医師の指示の下に行う、注射・点滴・採血等の診療の補	**132 助産師** 助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 12「保健指導・看護従事者」に属する各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。

助 ○助産所長（助産師）、助産師長、妊婦指導員（助産師） ×保健師〔121〕、看護師〔123〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕、助産助手〔431〕	○助産師；助産所長（助産師）；助産師長；妊婦指導員（産婦人科医院） ×看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕	「妊婦指導員」が就業する場所は「産婦人科医院」とは限らないため、本表現を削除。また、助産師の免許を有するものを本項目に分類すること括弧書きで補足。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「助産助手」は、これまで現行の小分類 379「その他の保健医療サービス従事者」に分類されていたが、「看護助手」との課業の類似性により、新小分類 431「看護・助産助手」に移設したことを反映。
123 **看護師** 看護師の免許を有し、医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の職務に従事するものをいう。准看護師の免許を有し、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の職務に従事するものも含まれる。	133 **看護師（准看護師を含む）** 看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの、並びに准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。	小分類の名称に「(○○を含む)」があるは本項目のみであり、他項目と平仄を合わせるため、「(准看護師を含む)」を削除。説明文の「並びに」の表現も、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類の表現に合わせて、「～ものも含まれる。」と修正。なお、法令上は、医師に加え歯科医師の指示も受けると明記があるため従来の説明文の同表現も残したが、実態や「歯科衛生士」の関連法令を確認すると、「歯科衛生士」が歯科医師の診療の補助を行っているため、歯科医師の診療の補助を行

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・傷病者・じょく婦に対する健康管理などの療養上の世話 ・医師（准看護師の場合は医師及び看護師）の指示の下に行う、注射・点滴・採血等の診療の補助 ・傷病者・じょく婦に対する健康に関する知識に基づく相談対応・支援・保健指導、臨時応急の手当 ○准看護師、総看護師長、看護師長、派出看護師、訪問看護師、呼吸療法認定士（看護師）、透析技術認定士（看護師）、救急救命士（看護師）、医療脱毛施術者（看護師）、アートメイク施術者（看護師） ×医師〔111〕、医療脱毛施術者（医師）〔111〕、アートメイク施術者（医師）〔111〕、保健師〔121〕、助産師〔122〕、透析技術認定士（臨床工学技士）〔132〕、ケアワーカー（施設介護・病院）〔421〕、ホームヘルパー〔422〕、ケアワーカー（訪問介護）〔422〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕、まつ毛エクステ施術者〔452〕、美容脱毛施術者〔453〕、タトゥーアーティスト〔459〕、増毛施術者〔459〕、救急救命士（消防員）〔522〕	○看護師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；准看護師；総看護師長；看護師長；派出看護師；訪問看護師 ×家政婦（夫）〔351〕；ホームヘルパー〔362〕；看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕	うものは本項目に含まない。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に規定のない「新生児」を削除するなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、マル例示を追加。 救急救命士の資格を有する「看護師」は本項目に分類されることから、マル例示に追加。 就業者数の増加を踏まえ、看護師の免許を有する「医療脱毛施術者（看護師）」及び「アートメイク施術者（看護師）」をマル例示に追加。 医師の免許を有する「美容脱毛施術者」及び「タトゥーアーティスト」等、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「救急救命士」の資格を有する「消防員」は新小分類 522「消防員」に分類されることから、バツ例示に追加。
124 **歯科衛生士** 歯科衛生士の免許を有し、歯科疾患の予防及び口腔衛	146 **歯科衛生士** 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下	新小分類 125「愛玩動物看護師」を新規立項したことに伴い、新中分類

生の向上に寄与することを目的として、歯科医師の指導の下に、歯科診療の補助及び歯科保健指導等の職務に従事するものをいう。	に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。	12「保健指導・看護従事者」が保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による職業のみではなくなったこと、「看護師」は看護と保健指導、「保健師」及び「助産師」は保健指導、「愛玩動物看護師」は愛玩動物の看護と保健指導を主な課業としており、「歯科衛生士」の課業も歯科保健指導であることから、「歯科衛生士」を新中分類 12 に移設。 新中分類 12 に属する各小分類と平仄を合わせ、関連法令を参考に説明文を修正。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追記。
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・患者等に対する、歯牙・口腔の疾患の予防の知識に基づく歯磨き・食事等の歯科保健指導 ・医療用機器の操作等による歯牙露出面・歯茎・口腔に対する医薬品等の塗布、汚れや歯石等の除去等の歯科診療の補助 ・診療に用いる機器や医薬品の準備、治療内容の説明		
○歯科衛生士（ＤＨ）	○歯科衛生士	
×医薬品製造技術者〔077〕、化粧品製造技術者〔077〕、歯科医師〔112〕、看護師〔123〕、診療放射線技師〔131〕、歯科技工士（ＤＴ）〔136〕、歯科助手（ＤＡ）〔432〕、デンタルアシスタント〔432〕	×歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 歯科衛生士の免許を有するが、歯磨き粉等の医薬品・化粧品の開発・製造管理をするものをバツ例示に追加。

125 愛玩動物看護師 愛玩動物看護師の免許を有し、愛玩動物に関する獣医療の普及向上等に寄与することを目的として、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助、疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・愛玩動物に対する輸液剤の注射・採血・マイクロチップの装着・カテーテル留置等の診療の補助 ・疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護 ・愛玩動物飼養者等に対する愛玩動物の愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援 ○動物看護師、訪問動物看護師 ×獣医師〔113〕、看護師〔123〕、動物病院助手〔439〕、動物看護助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、ペットシッター〔495〕、ペットトリマー〔495〕、ペットブリーダー（犬・猫・モルモット・小鳥など）〔532〕	（新設）	愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行によって、新たに「愛玩動物看護師」の制度が創設されたため、新規立項。 なお、同法の施行により、「愛玩動物看護師」は、有資格者のみが名乗ることが可能となっている。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第５回改定）	改定理由
43　保健医療サービス従事者 病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院などにおいて、医療行為や保健指導は行わず、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師などの指示の下、その補助的な職務に従事するもの又は専門的性質を持たないその他の保健医療サービスに関する職務に従事するものをいう。	**37　保健医療サービス職業従事者** 病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師などからの指示により、専ら患者への食事などの介助、器具の清掃など補助的な仕事に従事するものをいう。	新中分類 13「看護・保健指導従事者」及び同 14「医療技師」の各小分類に平仄を合わせ、説明文の「指示により」を「指示の下」に修正。 現行の小分類 159「他に分類されない保健医療従事者」の一部のマル例示は、公的な免許・資格・官職を有しないことから、専門職業ではなく保健医療サービスの従事者（提供者等）であると整理し、新小分類 439「その他の保健医療サービス従事者」に移設。 同〔439〕に分類されるものは、必ずしも「助手」といった補助的な業務を担うものに限定されないことから、新中分類〔11～14〕の説明文「専門的性質の職務」と対比する形で、本中分類の説明文の末尾に、「又は専門的性質を持たないその他の保健医療サービス」を追記。
439 その他の保健医療サービス従事者 小分類〔431 及び 432〕に含まれない専門的性質を持たない保健医療サービスの職務に従事するものをいう。 ○解剖学技手、解剖技術者、治験コーディネーター（ＣＲ	**379 その他の保健医療サービス職業従事者** 小分類〔371 及び 372〕に含まれない保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。 ○あん摩師助手；はり師助手；柔道整復師助手；動物病院	新中分類 43「保健医療サービス従事者」の説明文に合わせる形で、「専門的性質を持たない」を説明文に追記。 厚生労働省編職業分類や民間求人

Ｃ）、動物病院助手、動物看護助手、アニマルケアスタッフ、薬剤師助手（調剤薬局事務員）、レントゲン助手、病理衛生助手、臨床検査補助員、理学療法士助手、作業療法士助手、作業療法士補助、リハビリ助手、歯科技工士助手、食生活アドバイザー、あん摩師助手、はり師助手、鍼灸治療助手、柔道整復師助手、マッサージ助手、リフレクソロジスト、視力検査員（健康診断に従事するもの）	助手；動物看護師	サイトを参考に、公的な免許・資格・官職等を有しないものをマル例示に追加し、新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」に分類される小分類の登場順に合わせて並べ替え。 現行のマル例示「動物看護師」は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）施行により、名称独占として愛玩動物看護師でない者が愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用することができなくなったため、削除。 「調剤薬局事務員」について、現行の小分類 259「その他の一般事務従事者」に区分されているが、その課業は、受付などの事務職としての職務のみならず、「薬剤師の指示の下で行う薬の取りそろえ作業（ピッキング）などの補助」といった薬剤師の「助手」としての職務も担っており、調剤薬局で働く「薬剤師助手」が従来から本項目に分類されてきたことを踏まえ、「薬剤師助手（調剤薬局事務員）」として、マル例示に追加。 「リフレクソロジスト」は、日本標準産業分類の「リフレクソロジー」の事業所の分類される分類を参考に、マル例示に追加。

×家畜防疫官〔113 又は 149〕、動物薬剤師〔114〕、愛玩動物看護師〔125〕、あん摩マッサージ指圧師〔142〕、はり師〔142〕、きゅう師〔142〕、柔道整復師〔142〕、心理カウンセラー〔144〕、心理判定員〔144〕、労働衛生コンサルタント〔149〕、機能訓練指導員〔149〕、衛生専門官〔149〕、検疫官〔149〕、検疫所検疫職員〔149〕、環境衛生指導員〔149〕、家庭用品衛生監視員〔149〕、視力検査員（販売に従事するもの）〔383〕、助産助手〔431〕、植物防疫員〔539〕、防疫作業員〔747〕	×あん摩マッサージ指圧師〔152〕；はり師〔152〕；きゅう師〔152〕；柔道整復師〔152〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「防疫作業員」は、家畜伝染病が発生した際に、殺処分・埋却・消毒作業を行うものであり、公的な官職や資格を必ずしも有さないため、現行の小分類 159「他に分類されない保健医療専門職業従事者」から新小分類 747「ペストコントロール従事者」に移設。